特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第２項の表の第１号（償却費）	10437	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の27第２項の表の第１号)	10438	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第１号）	10439	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	平成26年旧措置法第68条の27第２項の表の第２号(償却費)	10440	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成26年旧措置法第68条の27第２項の表の第２号)	10441	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成26年旧措置法第68条の27第２項の表の第２号）	10442	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の27第２項の表の第２号（償却費）	10543	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の27第２項の表の第２号)	10544	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第２号）	10545	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の27第２項の表の第３号（償却費）	10519	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の27第２項の表の第３号)	10520	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第３号）	10521	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項第１号（償却費）	10324	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の29第１項第１号)	10325	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の29第１項第１号又は平成25年旧措置法第68条の29第１項第１号）	10326	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の29第１項第２号（償却費）	10327	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の29第１項第２号)	10328	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の29第１項第２号又は平成25年旧措置法第68条の29第１項第２号）	10329	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却の項及び障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等の項を削り、同表障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の項中「第68条の31第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第68条の31第１項」を加え、同表事業所内託児施設等の割増償却の項及び高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項を削り、同表特定再開発建築物等の割増償却の項を次のように改める。

特定再開発建築物等の割増償却	第68条の35第１項、平成25年旧措置法第68条の35第１項又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成23年旧措置法」という。）第68条の35第１項（償却費）(第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10443	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額